

令和6年度(2024年度)
集団指導

福祉用具の選定と 軽度者申請について

八王子市 福祉部 介護保険課 総務・給付担当



目次

- * はじめに
- * 福祉用具の選定について
- * 貸与と販売の選択制
- * 軽度者申請について

はじめに

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具です。適切に活用することで、要介護者等の日常生活の自立を助けることができます。

ここでは、介護支援専門員及び福祉用具専門相談員に福祉用具の特性と利用者の心身状況や環境に適応した、適正な福祉用具の選定や軽度者申請などについて理解していただくことを目的としています。利用者の自立した生活につながるよう、適切な福祉用具選定に役立ててください。

① 福祉用具の選定について

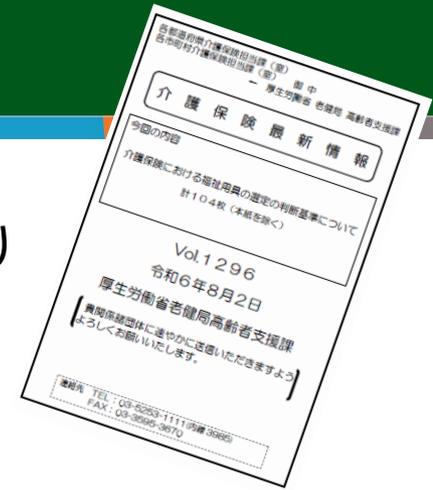
介護保険の理念である、「一人ひとりの尊厳の保持と自立の支援」のために、幅広い視点から生活全般を捉え、生活の将来予測に基づく支援の調整が必要です。このため、過度な福祉用具の使用とならないよう、本人の意思を尊重し、適切な福祉用具の選択と使用が可能となるよう支援する必要があります。

福祉用具の選定にあたっては、以下のような視点を踏まえることが重要です。

視点	具体的視点の例
①利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
②利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③介護者	介護力、介護技術 等
④住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

① 福祉用具の選定について

福祉用具を適切に選定するため、厚生労働省より「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(令和6年7月)が作成されました。



この「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」に掲載している内容から、八王子市において福祉用具貸与が多い種目や貸与の際に注意が必要な種目について紹介します。

紹介した種目以外についても、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(以下、URL参照)を確認してください。



(URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001283760.pdf>

選定基準

①自走用標準型車いす



使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能。（以下「※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照」という。）

選定基準

①自走用標準型車いす



留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- 手で操作する場合は操作しやすい位置にハンドリムがくるものを、足で床を蹴って移動する場合は蹴りやすいシート高のものやフットサポートが着脱できるものを選ぶ。

利用者

- 車いすでの長時間にわたる活動を支援するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。

介護者

- 適正な身体支持が得られる範囲なら、できるだけコンパクトなものの方が狭いところでの移動が行いやすくなる。持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが安全に利用でき、介護者の負担も軽減できる。

選定基準

①自走用標準型車いす



住環境

- 乗り移りや車いすでの作業をしやすいするために、アームサポートやレッグサポートの形式や形状に注意を払うことも重要である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 不良な座位姿勢（左右へのからだの傾き、すべり落ちそうな座り方等）となりやすい場合
- 姿勢の変換能力に低下がある場合

選定基準 ②特殊寝台



使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

選定基準 ②特殊寝台



留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- 特殊寝台の重量により床が破損することがないように、設置する床の強度を確認する。
- 福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入り口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。

他の用具

- マットレスやサイドレールなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されることがないように、適応機種を確認する必要もある。
- 当該福祉用具の利用前後の動作において、車いすや手すり等の他の福祉用具を活用する際は移乗しやすい設置位置を検討する。

選定基準 ②特殊寝台



医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 特殊寝台とマットレスの体位変換機能を同時に使用する場合 等

自立を阻害しないための留意について

- 急性期や終末期を除き、ベッド上での生活時間が長くなると寝たきりのリスクを著しく増大させるため、長座位から端座位へと動作を目標とした利用も検討し、寝たきりにならないよう留意する。
- 背部や脚部の操作を行った場合、床ずれ防止のため背抜きや衣服のシワの修正を行う。また、背上げの角度を大きく上げる場合は、腹部の圧迫やバイタルサインにも留意すること。
- 長時間の背上げ座位や頻繁な背上げ操作は、床ずれを形成しやすくするため注意が必要である。
- 特殊寝台の電動機能（背上げ、脚上げ、高さ調節）を日常的に利用せずにベッド上動作が自立している場合は、貸与継続の必要性について検討する。



使用が想定しにくい状態像

□ 移動：全介助

□ 認知機能に関連する項目：以下の全てに該当

意思の伝達	: 調査対象者が意志を他者に伝達できる		
毎日の日課を理解	: できる	生年月日や年齢を言う	: できる
短期記憶	: できる	自分の名前を言う	: できる
今の季節を理解	: できる	場所の理解	: できる
徘徊	: ない	外出して戻れない	: ない

□ 精神・行動障害に関連する項目：以下の全てに該当

被害的	: ない	作話	: ない
感情が不安定	: ない	昼夜逆転	: ない
同じ話をする	: ない	大声を出す	: ない
介護に抵抗	: ない	落ち着きなし	: ない
一人で出たがる	: ない	収集癖	: ない
物や衣類を壊す	: ない	ひどい物忘れ	: ない
独り言・独り笑い	: ない	自分勝手に行動する	: ない
話がまとまらない	: ない		

【考え方】

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や認知症の症状がない場合の使用は想定しにくい。

選定基準

③認知症老人徘徊感知器



使用が想定しにくい要介護度

- 要支援1・2、要介護1（※）
- 要介護5

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、認知症の症状がほとんどないと思われる「要支援1・2」「要介護1」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。
※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 利用者の動線や行動の特性を踏まえて設置位置等を検討するが、徘徊を感知する目的以外では使用しない。

自立を阻害しないための留意について

- ・ 行動の制限や監視をするものではないことに十分な留意が必要である。

② 貸与と販売の選択制

令和6年4月1日より、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具に関して、貸与と販売の選択制が導入されました。

【選択制の対象となる福祉用具の種目・種類】

○固定用スロープ

例

品名: インタースロープ50 111cm幅

メーカー: 株式会社モルテン



○歩行器(歩行車を除く)

例

品名: アルコー10型M

メーカー: 株式会社星光医療器製作所



② 貸与と販売の選択制

○単点杖

(対象はカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチのみ)

【ロフストランド・クラッチ】

例

品名:エルゴグリフクラッチ・クローズドカフ
メーカー:プロト・ワン株式会社



【プラットホーム・クラッチ】

例

品名:プラットホーム・クラッチ
メーカー:日進医療器株式会社



※カナディアン・クラッチはロフストランド・クラッチに類似しているもので、上腕三頭筋と脇で脇当てを挟み体重を支持しますが、現在はあまり見られません。

② 貸与と販売の選択制

○多点杖



例

品名:マグネシウム4点杖

メーカー:フジホーム株式会社

※福祉用具の写真は公益財団法人テクノエイド協会
ホームページより引用

選択制の福祉用具の提案を行う際の対応

福祉用具専門相談員または介護支援専門員は、利用者に対して以下の対応を行ってください。

【対応】

- ・貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることについて、メリット・デメリットを含めて十分に説明
- ・利用者の選択にあたって必要な情報の提供
- ・医師やリハビリテーション専門職等の意見、利用者の身体状況等を踏まえて提案

なお、医師の意見については、主治医意見書や診療情報提供書等に福祉用具に関する記載がない場合で、その他の情報により必要な情報が得られているのであれば、必ずしも要しません。

選択制の福祉用具 貸与・販売後の対応

福祉用具専門相談員
が対応

〈貸与後〉

- ・利用開始後6月以内に少なくとも1回、モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討する。
- ・モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に報告しなければならない。

モニタリングの結果、解決すべき課題の変化が認められる場合は、介護支援専門員とも相談の上、必要に応じて福祉用具貸与計画やケアプランの見直し・変更をおこなってください。

〈販売後〉

- ・特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認すること。
- ・利用者等からの要請等の応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努めること。

質問が多いQAに対する、厚生労働省老健局の回答を一部紹介

問 101 福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

(答)

利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）

等が考えられる。

※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・ 固定用スロープ：13.2ヶ月
- ・ 歩行器：11.0ヶ月
- ・ 単点杖：14.6ヶ月
- ・ 多点杖：14.3ヶ月

※「介護保険最新情報」Vol.1225

質問が多いQAに対する、厚生労働省老健局の回答を一部紹介

問 103 福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

(答)

福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

問 104 選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。

(答)

販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

質問が多いQAに対する、厚生労働省老健局の回答を一部紹介

問9 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

(答) 今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。

また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

問10 選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

(答) 利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。

質問が多いQAに対する、厚生労働省老健局の回答を一部紹介

問 113 福祉用具貸与については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）作成後、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならないこととなっており、選択制の対象福祉用具の貸与を行った場合、福祉用具専門相談員が少なくとも6月以内にモニタリングを行い、その結果を居宅サービス計画等を作成した指定居宅支援事業者等に報告することとされているが、居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載については福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行う必要があるのか。

(答)

必ずしも6月以内に行う必要はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった後、速やかに居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載を行うこと。

※「介護保険最新情報」Vol.1225

他にも福祉用具に関するQAが厚生労働省老健局より発出されていますので、「介護保険最新情報」でご確認ください。

③ 軽度者申請について

(1) 軽度者について

要支援1・2及び要介護1の方は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として福祉用具貸与費の算定ができないとされています。

しかし、厚生労働大臣が定めるものの状態像(九十五号告示第二十五号のイで定める状態)に該当する方については、市の確認を得る等、一定の条件を満たす場合には例外的に福祉用具貸与費を算定することが認められます。

「軽度者に対する福祉用具貸与要否判断基準」を「八王子市ケアマネジャーガイドライン」のP90に掲載しています。
本人の「状態像」を把握した上で、福祉用具の使用が適切かを判断してください。

③ 軽度者申請について

(2) 例外給付の対象となる福祉用具の種目

<要支援1・2、要介護1の利用者>

- ① 車いす及び車いす付属品（電動車いす含む）
- ② 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③ 床ずれ防止用具及び体位変換機
- ④ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑤ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑥ 自動排泄処理装置
（尿のみの自動的に吸引する機能のものを除く）

<要介護2・3の利用者>

- ① 自動排泄処理装置
（尿のみを自動的に吸引する機能のもの
を除く）

③ 軽度者申請について

介護支援専門員が
市に提出

(3) 提出書類

- 軽度者に対する福祉用具貸与に係る届出書
- 軽度者に対する福祉用具貸与に係る利用者の状態確認表
(電動車いすの場合のみ)
- 居宅サービス計画1～4表の写し
(介護予防の場合は介護予防サービス計画A～Dに加え、E表
又はE表別紙)
- 医学的所見を確認した書類・文書の写し(医学的な所見を文
書で確認した場合のみ)
- 居宅介護支援経過 第5表(介護予防の場合は介護予防支援
経過記録E表)
※担当ケアマネジャーが主治医から医学的所見を聴取した場
合のみ

③ 軽度者申請について

福祉用具専門相談員も手順は把握しておいてください。

(4)手順

主治医の意見は必ず必要！

【1】主治医の意見の確認

福祉用具が必要な理由を文書または聴取で確認してください。主治医の所見を求める際には、単に「自宅での生活にベッドが必要」といった表現ではなく、「腰椎圧迫骨折により、体感筋力の低下と腰部の痛みが強く、起き上がり立ち上がりが困難なため、ギャッジ機能のある特殊寝台が必要」というように、どのような心身の状態で、当該用具の貸与が必要かを示してもらうようにしてください。

※聴取の場合は、聴取日と聴取内容を詳細に支援経過（第5表またはE表）記録してください。

【2】サービス担当者会議の開催

主治医の所見に基づき、福祉用具の必要性について担当者会議を行います。

必ず、主治医の意見を確認した後に、担当者会議を開催してください。

③ 軽度者申請について

【3】届出要否判断

直近の基本調査（認定調査票）において、「八王子市ケアマネジャーガイドライン」p90～92の「軽度者に対する福祉用具貸与届出要否判断基準」の「届出必要」に該当する状態像か確認。
※「届出不要」の場合、市への届出の提出は不要です。

【4】書類提出

市へ必要書類を提出。（※郵送可）

【5】給付可否の連絡

市より電話にて担当ケアマネジャーに連絡します。ケアマネジャーはその結果を支援経過（第5表またはE表）に記録してください。

【6】貸与開始

③ 軽度者申請について

(5) 再度の申請について

以下のうち、いずれかの変更があった場合は再度、市の確認を受けてください。

- ①利用者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。
- ②新たに種目の異なる福祉用具の貸与を受けるとき。

【留意事項】

(1) 軽度者に福祉用具を例外適用するに当たっては、老企第36号第2の9(2)において当該福祉用具が必要な状態に該当することが「医師の医学的な所見に判断され」かつ「サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断され」ていることを「市町村が書面等確実な方法により確認すること」とされています。

必ず、主治医の意見確認を行ったうえで担当者会議を実施し、福祉用具の必要性を判断してください。

(2) サービス担当者会議を開催する際は、福祉用具専門相談員等で軽度者の状態像について適切な助言が可能な者の参加を求めるようにしてください。



よくある問い合わせ

Q 主治医意見書の開示が間に合わない。診断書も頼めないし、主治医から意見を聴取したいが、直接連絡もとれない。それでも主治医の意見がないと届出を行っても承認はもらえないか。



A 主治医の意見に基づいて例外的に給付を認める制度です。
どのような場合でも主治医の意見がない場合は承認できません。
どうしても文書や直接聴取する等の方法で主治医の意見をもらうことが難しい場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見をもらってください。その場合は、経緯を支援経過にしっかり記録するようにしてください。



よくある問い合わせ

Q 市に軽度者に対する福祉用具貸与の届出を行ったら、担当者会議録の記載に不備があると受理してもらえなかった。何を書いておけばいいのか。



A 主治医の意見、利用者の意向、福祉用具専門相談員・ケアマネジャーの意見は検討内容に記載するようにしてください。
検討後の結論は簡潔でかまわないので、書くようにしてください。



よくある問い合わせ

Q 軽度者に対する福祉用具貸与の届出をしている利用者が、更新時期となった。更新後も継続して福祉用具を利用する必要があり、介護度も同じになることが見込まれるが、どのタイミングで市への届出を行えばよいか。



A 更新後の認定有効期間が始まる前に必要な書類を整えて届出を行ってください。毎月末は届出が集中し、市の承認連絡も遅れます。なるべく早めにご提出ください。



ご覧いただきありがとうございました。

あなたのみちを、
あるけるまち。

